

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【公開番号】特開2014-23592(P2014-23592A)

【公開日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-007

【出願番号】特願2012-164246(P2012-164246)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 2 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月6日(2015.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検体にX線を照射するX線発生部と、前記X線発生部から照射されたX線を検出するX線検出部と、前記X線検出部により検出されたX線データに基づいてX線画像を生成するX線画像処理部と、前記X線画像を表示する表示部と、前記被検体を載置する寝台と、前記寝台を移動させる寝台移動機構部と、前記寝台移動機構部を用いて前記寝台の移動操作を行う操作部と、前記寝台移動機構部によって移動した前記寝台の位置を検出する寝台位置検出部と、を備えるX線診断装置において、

前記寝台上の被検体を撮影するカメラと、前記X線画像又は前記カメラにより取得したカメラ画像の何れかを選択し前記表示部に表示させる表示画像選択部と、を有し、前記表示画像選択部は、前記寝台位置検出部によって検出された前記寝台の位置に基づいて、前記表示部に表示させる画像を選択することを特徴とするX線診断装置。

【請求項2】

前記X線画像はX線撮影画像であり、前記操作部を操作する操作者から目視により前記寝台上の被検体を確認できない予め設定された前記寝台の位置となった際に、前記表示画像選択部は、前記カメラ画像を選択し、それ以外の前記寝台の位置では、前記X線撮影画像を選択し、前記表示部に表示させることを特徴とする請求項1に記載のX線診断装置。

【請求項3】

前記表示部に前記カメラ画像が表示されている状態で新たにX線撮影画像が取得された場合、前記表示画像選択部は、前記表示部に表示されている前記カメラ画像に代り、所定の時間、該取得したX線撮影画像を前記表示部に表示させる画像として選択することを特徴とする請求項2に記載のX線診断装置。

【請求項4】

前記所定の時間内に前記寝台が移動した場合、前記表示画像選択部は、前記X線撮影画像に代り前記カメラ画像を前記表示部に表示させる画像として選択することを特徴とする請求項3に記載のX線診断装置。

【請求項5】

前記所定の時間を調整する表示時間設定部を備えることを特徴とする請求項3又は4に記載のX線診断装置。

【請求項6】

前記 X 線画像は X 線透視画像であり、前記操作部を操作する操作者から目視により前記寝台上の被検体を確認できない予め設定された前記寝台の位置となった際に、前記表示画像選択部は、前記 X 線透視画像と前記カメラ画像双方を選択し、それ以外の前記寝台の位置では、前記 X 線透視画像を選択し、前記表示部に表示させることを特徴とする請求項 1 に記載の X 線診断装置。

【請求項 7】

同時に前記 X 線透視画像と前記カメラ画像を前記表示部に表示させる際、前記カメラ画像の表示サイズは、前記 X 線透視画像に対し小さいことを特徴とする請求項 6 に記載の X 線診断装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題を解決するために、本発明に係る X 線診断装置は、寝台上の被検体を撮影するカメラと、取得した X 線画像又はカメラにより取得したカメラ画像の何れかを選択し表示部に表示させる表示画像選択部と、を有し、この表示画像選択部は、寝台の位置に基づいて、表示部に表示させる画像を選択する。